

ちょうふ環境市民会議規約

調布市は、1995（平成7）年3月に環境基本条例制定、1999（平成11）年に「調布市自然環境保全計画」を策定、2001（平成13）年に「ちょうふ環境 市民会議」の前身である「ちょうふ環境市民懇談会」が設置され、環境問題への取組みが行われてきた。

しかしながら、今日、自然環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする人類存亡に関わる様々な環境課題が生じてきている。このため、調布市は、調布市環境基本条例 第9条に基づき2006（平成18）年3月、環境政策の最上位計画として、市民参加のもとに「調布市環境基本計画」を制定した。

基本計画では、自然環境だけでなく環境全般についての計画を、市民・事業者・行政が協働して推進していくこと（環境基本条例第4条）、そのための支援を行うことを掲げている。

この目的を市民の側から達成するため、調布市における環境の保全、回復および創造活動を行う市民の、交流・支援、人材育成、啓発活動、情報の収集・発信等の活動を推進するための市民団体「ちょうふ環境市民会議」を設立する。

（名称）

第1条 この会の名称は、ちょうふ環境市民会議（以下「環境市民会議」または「本会」という）とする。

（所在地）

第2条 本会の事務所は調布市に置く。

（目的）

第3条 環境市民会議は、市民・事業者・行政との協働により、調布市の自然、歴史・文化、生活環境の保全、回復および創造（以下「環境の保全等」という）に関する事業を行い、また、これら活動を行っている市民・団体間のネットワーク化などを通じて、地球環境の保全、回復および創造を図り、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第4条 環境市民会議は、前条の目的を達成するために次の基本方針を掲げる。

- （1）調布市環境基本計画で定めた調布市の環境保全を、市民、事業者、行政の協働で推進する。
- （2）会員相互、およびその他の市民、団体との情報を共有し交流を推進するとともに、環境保全に取り組む人材の育成を図る。
- （3）会員（団体・法人を含む）の活動や体験を活かして、行政その他関係機関等への政策提言を行う。

（活動）

第5条 環境市民会議は、基本方針をもとに次の活動を行う。

- （1）環境の保全等に関する情報の収集、提供等
- （2）環境の保全等に関する課題の解決・改善策の検討・実行、普及・啓発等
- （3）環境の保全等に関する活動の推進、交流、支援等
- （4）環境の保全等に資する事業の企画・実施（受託事業を含む）

- (5) 会員間、関係団体・機関等との交流ならびに協力、調整等
- (6) 環境の保全等に関する行政、関係機関等への提言
- (7) その他環境市民会議の目的を達成するために必要な活動

(運営費)

第6条 環境市民会議の活動に要する費用は、会費・事業収入・寄付金等をもって充てる。

(会員)

第7条 環境市民会議の目的を理解し賛同する者は誰でも会員になることができる。

2 会員は次のとおりとする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体・法人会員
- (3) 賛助会員

3 個人会員および団体・法人会員を正会員とし、総会において各1個の議決権を有する。

4 本会の目的に賛同し支援する者をサポーター会員とする。

(入会)

第8条 環境市民会議の会員になろうとする者は、本会事務局に入会申込み書（別に定める様式）を提出するものとする。

(会費)

第9条 年会費は以下のとおりとする。

- (1) 個人会員 1,000 円
- (2) 団体会員 1,000 円
- (3) 法人会員 3,000 円
- (4) サポーター会員
 - ア 個人 500 円／1口（1口以上）
 - イ 団体 3,000 円／1口（1口以上）
 - ウ 法人 5,000 円／1口（1口以上）

2 既納の会費は返還しない。

(退会等)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届（別に定める様式）を本会事務局に提出するものとする。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費を連続して2年間納入しないとき。

(協力員・協力団体等)

第11条 環境市民会議の目的に賛同する個人、団体・法人は、申し出により活動を共にし、協力することができる。

(役員)

第12条 環境市民会議に次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1人
- (2) 副代表理事 3人以内

- (3) 会計担当理事 1人
- (4) 理事・事務局長 1人
- (5) 理事（上記の理事を含む） 10人以内
- (6) 監事 2人以内

2 前項五の理事および同六の監事は、会員の中から互選し、総会で承認する。

3 代表理事、副代表理事、会計担当理事、理事・事務局長は、理事の互選により選任する。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第13条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事は、環境市民会議を代表する。
- (2) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計担当理事は、本会の会計を掌理する。
- (4) 理事・事務局長は、事務局業務を統括する。
- (5) 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い本会の業務を担当する。
- (6) 監事は、本会の業務執行の状況および会計を監査する。

(役員活動費および費用弁償)

第14条 役員活動費の額は別に定める。

2 役員が本会の用務のために支出した費用は、弁償することができる。

(会議)

第15条 環境市民会議の会議は、総会、理事会および運営会議とする。

- 2 総会は、原則として年1回開催し、その他の会議は必要に応じて開催する。
- 3 総会は、役員を選出、規約の改正、予算の議決および決算の認定を行い、重要事項を審議する。
- 4 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席会員の過半数をもって行う。
- 5 前項の場合において、書面、電磁的方法または代理人によって議決権を行使する者は、出席会員とみなす。
- 6 総会は、代表理事が招集し、代表理事又は代表理事が指名した者が議長となる。
- 7 理事会は、理事で構成し、各年度の運営方針等を決定し会務を執行する。
- 8 理事会は、代表理事が招集し理事の過半数の出席をもって成立する。
- 9 運営会議は、役員ならびに会員その他関係者で構成し、各年度の運営方針案を検討するほか本会の事業活動に係る施策を理事会に提言する。
- 10 その他部会及び連絡会等必要に応じて開催する。
- 11 会議は原則として公開とし、だれもが傍聴及び発言できるものとする。

(プロジェクトチームの設置)

第16条 第5条に規定する活動を実施するため、理事会の下に会員その他関係者で構成するプロジェクトチームを設置することができる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 18 条 環境市民会議に事務局を置く。

2 事務局は次に掲げる者を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局員 若干人

3 事務局は、本会の事務を処理する。

4 事務局長および事務局員は、別に定めるところにより、事務局の活動に伴う必要経費の支払いと報酬を受けることができる。

(附則)

1 この規約は 2009 年 3 月 15 日から発効する

(附則)

1 この規約は 2013 年 5 月 19 日から発効する。

(附則)

1 この規約は 2015 年 6 月 13 日から発効する。